



財政基盤の強化と行政サービスの向上をめざして
区の実行政改革への取組

新基本計画策定後に編成する初めての予算で臨む平成29年度は、区民の皆さんの生活の一層の向上につながる施策に積極果敢に取り組む必要があります。区政に課された多くの行政ニーズに確実に応えるためには、さらに強固な財政基盤の構築が不可欠であることから、これまで以上に不断の行政改革を推進していきます。

■民間委託の推進等により1億5200万円削減します

二葉小学校・東吾嬬小学校の学校管理業務を民間に委託するとともに、緑図書館・立花図書館・八広図書館に指定管理者制度を導入します。

■事務事業の見直しにより2億8800万円削減します

区民行政評価や内部評価を踏まえ、事業の廃止・縮小・改善を徹底します。

■公共施設マネジメントや未利用公有地等の活用を推進します

「墨田区公共施設等総合管理計画」および「第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の再編や効率的な管理運営等に取り組んでいきます。

■マイナンバー制度への対応等、広い視点で行政改革に取り組めます

マイナンバーカードの一層の普及による区民サービスの向上や行政事務の効率化、また、区民税・国民健康保険料などの徴収率向上や私的債権の管理体制の整備等による収入の確保等に取り組んでいきます。

■受益者負担の適正化を図ります

使用料の改定

本区の施設使用料等については、社会経済状況等を鑑み、15年間据え置いてきましたが、その間、消費税増税や電気料金の値上げ等により、施設の管理運営コストが増加しています。

こうした状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、表1の施設の使用料等について、現状の1.1倍を上限とした引上げを行います。なお、施設の管理運営コストにおける受益者負担の考え方は、図1のとおりです。

区民外料金の導入

使用料等の改定に合わせ、区民以外の方が施設を利用する場合の使用料等を、区民の方が利用する場合の1.5倍の額を上限とする区民外料金を導入します。区民外料金は、区内在住在勤在学以外の方、区外の事業者・団体に適用されます。

各施設の新たな使用料等

各施設の改定後の使用料等、区民外料金の詳細は、区ホームページや各施設の窓口等でご確認ください。

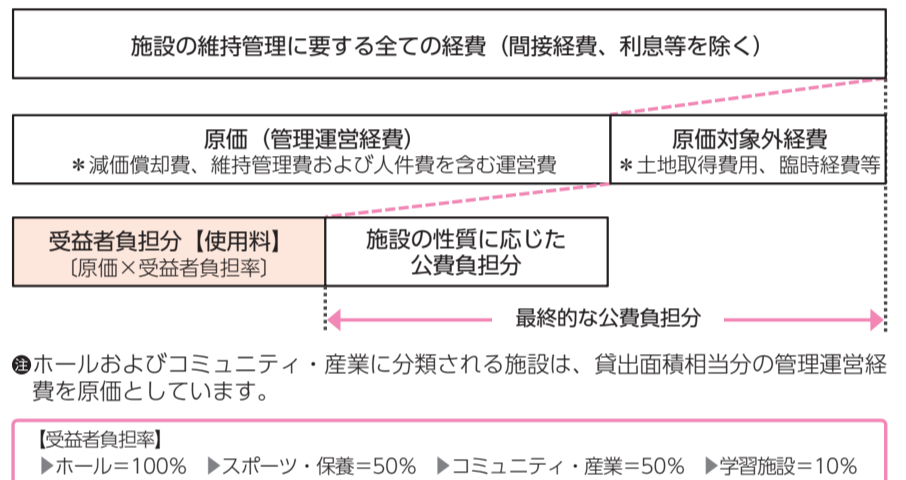
なお、改定する使用料等は、4月1日(土)以降に利用承認を受けた分から適用されます。そのため、施設の利用日が4月以降であっても、3月中までに利用承認を受けた場合には、改定前の使用料等の額が適用されます。

区では、今後とも効率的な施設運営により管理運営コストの縮減に取り組むとともに、区民の皆さんに親しまれる施設として、一層のサービス向上に努めていきます。ご理解、ご協力をお願いします。

■使用料等改定の対象施設(表1)

分類	施設名	分類	施設名
ホール	すみだリバーサイドホール	コミュニティ・産業	社会福祉会館
	すみだトリフォニーホール		すみだ女性センター
スポーツ・保養	すみだスポーツ健康センター		地域集会所等
	区総合体育館		みどりコミュニティセンター
	両国屋内プール		地域プラザ(本所・八広)
	スポーツプラザ梅若		東墨田会館
	弓道場		すみだ生涯学習センター
	屋外体育施設(公園施設、区営運動場)	学校施設	
荒川緑地フィールドハウス	あわの自然学園		
		学習施設	立花大正民家園旧小山家住宅

■施設の管理運営コストにおける受益者負担の考え方(図1)



【問合せ】行政改革推進担当 ☎5608-6230



5月31日で保管を終了します
区へ返戻された「マイナンバー通知カード」

平成27年10月5日時点で墨田区に住民票があった方には、27年12月上旬までに「マイナンバー通知カード」を簡易書留(転送不要)で送付しました。このうち、「あて所なし」、「保管期間満了」等の理由により郵便局から返戻されたものは、区で保管しています。まだ通知カードを受け取っていない方は、5月31日までに墨田区マイナンバーコールセンターへお問い合わせください。

なお、6月以降に通知カードを受け取る場合は「再交付」(有料)となり、ご自宅へ届くまでに約3週間かかりますので、ご注意ください。

【問合せ】▶墨田区マイナンバーコールセンター ☎5608-6370 ▶窓口課住民異動係 ☎5608-6102



ご注意ください
すみだ生涯学習センターの臨時休館

すみだ生涯学習センター本館(東向島2-38-7)は、電気設備総合点検のため臨時休館します。なお、別館は通常どおり開館します。

【休館日】3月20日(月) **【問合せ】**すみだ生涯学習センター ☎5247-2001



愛犬のためにお忘れなく
平成29年度狂犬病予防注射

犬の飼い主には、毎年4月～6月に、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。この期間中に動物病院か下表の集合注射会場で、必ず予防注射を受けさせてください。また、犬の所在地や所有者を変更したときや、犬が死亡した場合は、届出をお願いします。

【費用】3650円(集合注射会場での注射料金、注射済票交付手数料) *動物病院では、それぞれ独自に料金を設定 *飼い犬の登録を行っていない場合は、別途、登録事務手数料3000円が必要 **【問合せ】**生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

■狂犬病予防注射の集合注射実施日程・会場

とき	ところ
4月10日(月)午後1時半～3時 *雨天時は4月17日(月)に延期する場合あり	たちばな仲よし公園(立花5-19-2)
4月11日(火)午後1時半～3時 *雨天時は4月18日(火)に延期する場合あり	錦糸公園(錦糸4-15-1)内テニスコート西側
4月12日(水)午後1時半～3時 *雨天時は4月19日(水)に延期する場合あり	京島西公園(京島1-22-3)
4月13日(木)午後1時半～3時 *雨天時は4月20日(木)に延期する場合あり	業平公園(業平2-3-2) 吾嬬西公園(八広6-53-16)
4月14日(金)午後1時半～3時 *雨天時は4月21日(金)に延期する場合あり	立川第二児童遊園(立川3-15-6)
4月16日(日)午前10時～正午 *雨天決行	隅田川緑道公園(堤通1-19・白鬚橋下流側高架下)
4月16日(日)午後2時～4時 *雨天決行	吾妻橋公園(吾妻橋1-12-1・吾妻橋下流側高架下)

●雨天時の実施の可否については、当日の午前11時以降にお問い合わせください(4月16日を除く)。